

平成30年度第3回国立市保健センター運営審議会 記録（要約）

日 時 平成30年11月19日（月）
午後1時15分から午後2時35分まで

場 所 国立市保健センター 1階 指導室

出席委員 8名 浅倉委員、佐藤委員、渡部委員、高橋委員、辛島委員、
鏑木委員、清水委員、松浦委員

欠席委員 1名 藤居委員

傍 聴 0名

事務局 7名 大川部長、馬橋部長、橋本課長、山本課長、清水係長、
尾崎主査、木村係長、前田主査、佐藤主任

議 題 (1) ゆりかごくにたち事業について
(2) 平成30年度国立市風しん予防接種等事業について
(3) その他

【浅倉会長】 只今から平成30年度第3回国立市保健センター運営審議会を開催いたします。本日、藤居委員が欠席です。議題に入る前に資料の確認を事務局からお願いします。

【橋本課長】 資料確認の前に、本日は辛島委員が出席されております。今年度初めてですので、ご紹介させていただきます。

【辛島委員】 前回、前々回と仕事の都合で欠席をさせていただきまして大変申し訳ありませんでした。実践女子大学で教員をしております辛島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【橋本課長】 それでは資料の確認をさせていただきます。平成30年度第3回国立市保健センター運営審議会次第、資料No.1「ゆりかごくにたち事業について」、資料No.2「平成30年度国立市風しん予防接種等事業について」、資料No.3「受動喫煙防止に関する法律および条令等について」になります。過不足がありませんでしょうか。

【浅倉会長】 よろしいでしょうか。それでは議事に入ります。議題1（1）母子保健事業について、事務局から説明をお願いします。

【前田主査】 昨年度のゆりかごくにたち事業について実績報告をいたします。今年度の母子保健については前回説明させていただきましたが、妊婦面接

を中心としたゆりかごくにたち事業につきましては、平成29年度の7月から新規事業として開始となっており、実績が出ましたので報告いたします。

お手元の資料No.1をご覧ください。ゆりかごくにたち事業の目的は、市内の子育て期の家庭に対して、保健師を中心として妊娠期から専門職が関わり、出産及び子育てに関する不安を軽減して、妊娠期から就学前までの子育て期にわたって、切れ目のない支援を行い妊婦並びに乳幼児及びその保護者の心身の健康の保持及び増進を図ることを目的としております。対象者につきましては、市の住民票に記載されている妊産婦で、平成29年4月1日以降に妊娠の届出をした方とその乳幼児を対象にしています。事業内容ですが、妊産婦につきましては、妊娠の届出の時に保健師が面接を行い、育児パッケージを配布しております。継続的な支援が必要と判断された方につきましては支援計画を作成し、必要に応じて関係機関と連携し支援を行っています。ゆりかご面接ですが、今まで妊娠届出の窓口は市民課で行っていたのですが、昨年の7月に組織改正をしまして、妊娠届出の窓口は現在4か所になっています。市役所の中の子育て支援課の「くにたち子育てサポート窓口」、保健センター内の「子育て支援課子ども保健・発達支援係」、出先機関になりますが「国立駅前市民プラザ」こちらは今年の5月に開設となっています。あとは従来から受けております「北市民プラザ」こちらでも妊婦面接を行っています。ただし、市民プラザにつきましては常駐で専門職がいるわけではありませんので、タブレットを使いテレビ電話という形で対応しています。育児パッケージというのは、この事業が「ゆりかご東京事業」といい、東京都から補助金が出ているということもありまして、カタログギフトをお配りしています。

続きまして資料P2をご覧ください。妊婦面接の内容ですが、平成29年7月より各窓口で妊娠届出時にゆりかごアンケートを実施しています。そのアンケートについては資料No.1の最後にページ番号を振っていないものですが「ゆりかごくにたちアンケート」をつけております。こちらを妊娠届出時と一緒にアンケートのご協力をいただいております。アンケートの内容について保健師が一人一人面接を行い、出産に必要な情報提供を行って、支援が必要な世帯については地区担当の保健師、子ども家庭支援センター、必要によっては医療機関や関係機関につなげています。ただし、対象としては平成29年4月からとなっておりますので、実際窓口で開始したのは7月からで、平成29年の4月から6月までに妊娠の届け出を出していただいた方については、個別に通知を出しています。通知で返事がなかった方には電話を何回かかけて面接の勧奨をして、来所もしくは訪問による面接を実施しています。7月以降につきましても、本人ではなく委任状で家族が妊娠の届け出を出す方もおりますので、その方については同じように後日来所か訪問による面接を実施するというところで、委任状

を出しに来た方にお知らせをお渡ししてご本人との面談をしたいということをお願いしています。ゆりかご会議ですが、こちらは7月から始まっているので、子育て支援課の中の子育てサポート窓口、子育て支援係、子ども家庭支援センター、保健センター内の子ども保健・発達支援係が出席して、月に1回妊婦面接をした妊婦のうち支援が必要な世帯について情報を共有し、支援方針を検討する会議を設けております。平成29年度にゆりかご事業で支援方針を決定した世帯は32件です。色々なケースがあるのですが、保護者の方に何か精神的な疾患があるとか若年のご夫婦であるとか、未入籍、ひとり親、過去にDVの保護歴があるとかそういった方々で色々な課題を抱えた世帯がありますので、妊婦面接で行ったアンケートや過去の経歴などからこのような方を会議にあげて指導方針を決めています。事例検討会ですが、これは従来から保健センターで行っていた会ですが、そちらを利用して子育てサポート窓口、子育て支援係、子ども家庭支援センター、保健センターの子ども保健・発達支援係の職員、多摩立川保健所職員の方にも出席していただき、ケースによってはしょうがい担当や生活保護担当など他部署の出席をお願いすることもあります。月に1回支援が困難な世帯について事例検討の場を設けています。現在、学識経験者をスーパーバイザーとしてお越しいただき、指導・助言を受ける機会を設けています。他の事例についても検討しておりまして、特に妊婦面接をした方からの事例検討として、平成29年度に上げた件数は5件となっております。具体的な実施状況ですが、平成29年度の妊娠届出の状況は605件となっております。初期のころに届出をされる方が多く、満11週以内の届出の割合が89.9%になっています。妊婦面接の実績ですが、面接の実施率は605件中面接ができたのが512件で84.6%となっています。ただ4月から6月については実際に届け出を出されてから後追いで面接の形をとっておりますので、7月以降、窓口を開設してからの再掲とさせていただきますが、面接実施率95.8%となっています。未実施だった件は、委任状の方、面接の時間が取れないなどそういった方々が妊娠届出の時に面接ができなかったものです。対象は届け出をされた妊婦さんとさせてもらっていますが、中には別の自治体で妊娠届をして母子手帳を交付されてから国立に転入をされる方もおりますので、転入されてきた妊婦に了解が得られればアンケートと面接をして、育児パッケージ（カタログギフト）も差し上げています。このように転入されてきた妊婦の面接が33件ありました。実際に妊婦訪問が必要という方々につきましては色々な形で対応しておりますが、昨年度の実績としては22件、同じ方に訪問しているのが2件あるので24件です。育児カタログを配布した方が532件となっています。その中でまだ注文していない方が40件となっています。カタログ見てもらうとわかるのですが、かなり色々な種類が載っています。妊婦の方々に人気があるのは

沐浴をするときに使うベビーバス&ベビーチェア、哺乳瓶のセット、ハンドブレンダーという離乳食の時に使う食材を細かくするミキサー的な物。ガーゼアフガン、これは従来からあるおくるみです。短時間で赤ちゃんの体温を測ることができる耳式体温計。こういった物が多く注文をいただいています。妊婦面接をした時に一番よく案内をさせていただくのが両親学級で、第1子の方を中心に案内させていただいているのですが、平成29年度で延べ294名に参加をいただいております。これはパートナーも含んだ数になります。最後に課題ですが、ゆりかごアンケートについては、妊娠届出時の機会をとらえるということです。実際に始めるまではアンケートにどれくらい協力いただけるかわからなかったのも、中には拒否をされる方がいらっしゃるかと思いましたが、妊娠届の提出時に合わせて行うことでアンケートの答えをいただいております。答えたくない、したくないと言った方は平成29年度中に関しておりませんでした。後はこのカタログギフトですが、これがあるということで支援につながりにくい世帯へのアプローチにつなげることができました。基本的に届出をしていただいて、アンケートに答えていただいて面接をした後にギフトを差し上げているのですが、個別に改めて訪問に行った方がいい思われた方に関しては、敢えてその場で渡さないで、後日カタログを届けたいという形でアプローチして、訪問する口実としての使い方をしたり、最初から分かっている方に関しては地区の担当保健師がこれを持って直接訪問して、自宅で妊婦面接を行うこともできました。アンケートだけでは中々把握できないこともあるのですが、妊婦面接を行うことによって今まではどちらかという母親との出会いは赤ちゃん訪問から始まるが多かったのですが、その前から支援が必要な世帯については早期に関わるきっかけができたと思います。地区の担当保健師一人一人にかなり負担が増えているということも事実にあります。関わる時間や労力も増えているため、個別にそれぞれの保健師のスキルアップも必要になってきますし、地区担当保健師一人では解決できないということもあるので、関係機関との連携強化、特に子ども家庭支援センターとはかなり連携をして動くことも多くなりました。そういった意味では一つになれてよかったとは思いますがさらに関係機関との連携強化を図っていかれたらと思っております。あと、このあたりでは多摩総合医療センターや立川の方にも総合病院がありますが、国立市内では分娩を取り扱っている機関が1か所だけになっていて、国立市外の近隣の分娩の取り扱い施設で出産される方がかなり多くおります。一番は妊婦検診を受けてくださる医療機関が早期に色々なケースについて把握することが早いと思っているのですが、医療機関から連絡をいただくとすると個人情報の問題もあり、中々スムーズにつながっていけないということが病院によってありますので、連携体制をどのように構築していけばよいのか考えていかなければ

いけないと思います。妊娠時からいろいろ係わっていく中で、やはり産後のケアがまだまだ十分に追いついていないと思っています。従来から育児サポーターや子ども家庭支援センターで行なっているファミリーサポートなどがあるのですが、登録人数を増やしていかなければいけないと思っています。核家族化が進んだり、共働き世帯、祖父祖母の世帯でも働いている方が結構いらっしゃるのですが、実際に一つ一つを伺っている中では、里帰りができない祖父母のところもあり、周りに産後支援を求められないという方が多くいます。どのような形で妊産婦の支援を集中的にやっていくか、今は助産師や担当地区の保健師が訪問する形で行なっていますが、自治体によっては日帰りであったりショートステイであったりとかそういった形をとっているところもあるので、今後その辺のところの産後ケアを考えていかなければと思います。

【浅倉会長】 説明が終わりましたが質問等ありましたらお願いします。

【高橋委員】 3. 事業内容のところで保健師が面接を行うのは1人が一人にということですか。

【前田主査】 はい、そうです。

【高橋委員】 継続的な支援が必要とする条件は、どのようなところで判断するのでしょうか。

【前田主査】 アンケートの内容に沿った形でアセスメントシートというのを内部で使い、チェック項目に当てはまるものを付けています。先ほどの事例検討で説明いたしましたが、例えば二十歳未満で出産されるとか逆に高齢で出産されるとか、先ほど妊娠数週での届け出もありますが、いわゆる駆け込みで届を出す方も中にはいらっしゃいます。本当に妊娠後期になってから駆け込みで届を出される方はまず基本的にいないのですが、やはりそういった方は支援が必要でも、どこにも、誰にも言えないで間際になって届け出をしてきて、どうしようとか、子どもを育てていけるかどうか、そのようなケースがあります。また、妊娠が22週以降の届け出で、妊娠後期になって中絶もできなくて生むしかないという方、パートナー不在なままの届け出の方、過去に既に係わりがあって、いろいろな意味で困難な家庭でありながら第2子第3子と生む方もいらっしゃるって、そういう過去歴から支援が必要と上げています。必ずここにチェックが付いたからという訳ではないのですが、一応チェック項目は決めています。

【高橋委員】 継続的な支援で、一回目の支援はアンケートとか面接になるのですか。

【前田主査】 そうなります。本人から要望がある場合もあります。

【高橋委員】 後は判断して、継続するかしないかを決めるのですか。

【前田主査】 面接をしたものが直接訪問するわけではないので、了解をい

ただいたうえで、後日地区の保健師または助産師がアプローチしています。

【高橋委員】 次に、4. 実施状況のところの平成29年7月以降に転入されて面接をされた方33件は、この上の%には入っていないということですか。

【前田主査】 入っておりません。

【高橋委員】 わかりました。とてもいい支援だと思うので、是非いろいろ検討されて続けられることを願っております。

【浅倉会長】 他に何かありますか。

【松浦委員】 転入・転出の方はたくさんいらっしゃると思いますが、このアンケートは全国統一のものではないのですか。

【前田主査】 統一のものではありません。

【松浦委員】 国立独自のものですか。

【前田主査】 そうです。すでに作成されているところのアンケートを参考にはさせていただいております。

【松浦委員】 ある程度統一されていれば、転入あるいは転出した場合でも、それを見ればわかるというものになればいいかなと思いました。もう一点、ゆりかごくにたち事業というのは、いわゆる今までのウェルカム赤ちゃん教室やこんにちは赤ちゃん教室事業とは重複しないのですか。

【前田主査】 違う形になります。

【松浦委員】 いろいろな手段があった方が妊娠された方にはいいと思います。事業のそれぞれの目的も違うと思いますので、前進してもらいたいと思います。【浅倉会長】 他にありますか。

【渡部委員】 先ほどの高橋委員の質問にも関連しますが、支援が必要と判断した人のゆりかご会議にかけた人が32件ということですが、P3要支援者数121件、この数字はセンター内でさらにアセスメントして支援度が高い人をゆりかご会議にかけたという理解でよろしいのでしょうか。

【前田主査】 はい。いろいろなアセスメントをしていく中で、妊娠中からフォローが必要、この方は産後にでも何らかの支援は必要など、そのような方を上げさせていただいたのがこの4.(2)にある要支援者数となりますが、ゆりかご会議では全部のリストの中で要支援が必要な人、それも産前からなのか産後からなのかというのがわかるリストで上げ、その中で特にゆりかご会議に少し計画を立ててアプローチをしていくのがいいというのが32件いるということ。

【渡部委員】 この4か所、実際は2か所で面接をされる保健師は常勤の保健師ですか。

【前田主査】 常勤の保健師です。皆さん妊娠届出は殆どが市役所に行っています。市役所のくにたち子育てサポート窓口に届出される方が全体の8割に

なっています。子育て支援係に保健師がおります。くにたち子育てサポートの窓口には福祉支援員という担当の方がおりますが、もう一人保健師の資格を持ったものが配置されておりますので、子育て支援係の保健師が担当できないときはその方をお願いしています。また、どうしても対応ができない場合は保健センターにテレビ電話をしていただくという形での対応になります。

【渡部委員】 そのテレビ電話はどんな使い勝手でしょうか。他の自治体も気になると思います。私も以前区の方におりまして平成29年度から始めたのですが、妊娠届の交付場所とイコールにすると非常に面接率があがる一方で、その全てに専門職を配置するというのは非常に困難なので苦労されている自治体が多く、妊娠届出場所を絞るのかどうやってやるのかというのを皆さん気になっていると思うのですが、テレビ電話でやってみて手ごたえはいかがでしょう。

【前田主査】 当初北市民プラザはオープンカウンターの場所だったのですが、ロビーなので声が響いてしまい他に来所されている方もいるということで、警備員が使っている部屋に途中から場所を確保いたしました。一応個室を確保してからは一人当たりの面接時間は伸びたと伺っております。駅前の市民プラザにつきましては元々個室が用意できる造りになっていたので、そこで面接をさせていただいているのですが、やはり皆さん普段使い慣れていないので、テレビ電話で対話するというのに拒否される方はいないのですが、ちょっと抵抗を示される方もおります。アンケートの内容は用紙が市役所に戻されない詳しくは伺えないので、今心配ごとがあれば話を伺うのですが、約束をして後日対応という形をとらせていただくこともあります。相談内容で一定の時間をとった方がいいという場合については、担当の保健師からお電話させていただき、改めて訪問であったり、プラザで個別対応をしております。

【渡部委員】 今ウェルカム赤ちゃん教室などの案内や、他に個別支援、地区担保保健師による支援、子ども家庭支援センターとかありますが、うまく繋がってこない母親に対し、母親が喜ぶヘルパーとかそういったサービス提供のようなものはあるのでしょうか。

【前田主査】 子ども家庭支援センターが行なっている産前産後のサポーターぐらいしかいないのですが、本当にケースの方については集団の両親学級にはそぐわないという方がいらっしゃるのは事実です。そういった方々については個別で地区の担当が中心となって、自宅で直接指導するとか、今年から管理栄養士も配置されているので、ケースによって妊娠時の食生活は非常に大切なので管理栄養士も一緒に訪問して、食生活のことをいろいろアドバイスさせていただいたり、産後に関しても離乳食のこともその方が出てくるのが難しい場合は訪問して直接個別に対応することはあります。

【渡部委員】 最後に一点ですが、11週以内の妊婦の届出が大半を占めていると思いますが、特に初産婦さんで、早い段階での面接の時に全然イメージができていなくて、具体的に出産後何に困るのが自分の中で見えていない方が非常に多くて、困り事はないですという感じで面接が短時間で終わってしまうというジレンマと、後早期に届出をしたいというのとどのタイミングで面接をしたらいいのだろうか、まだ1年間で見えていなかったのですが、その辺りどうでしょうか。

【前田主査】 今、子育て支援係の保健師が主にやっておりますが、かなり丁寧に、一人30分くらいかけて具体的にどういった物が必要なのか、必要物品も含めて、食事のこととかアドバイスをしています。4月から6月の方については手紙も出して電話もしましたが、それでもやはり前半の部分は面接では30分くらいで留まってしまったので、やはり来所した時に直接行なうという機会をとらえないと、中々次の機会というのは難しいです。もう出産まで行ってしまうとか、後は働いている人が多いので産休に入るまで面接ができないという方が結構いらっしゃるので、会えるタイミングというのがやっぱり妊娠届の提出時なのかなと感じております。

【浅倉会長】 他にありますか。なければ私から2点ほどお聞きします。この妊婦面接実績は、実際転入・転出があつて難しいでしょうけど出生届との数の差はありますか？

【前田主査】 出生届との数の差はあると思います。実際妊娠してそのまま転出される方もいらっしゃいますので、イコールではないです。無事に出産まで行かない人も中にはいらっしゃいます、そういう方は含まれていません。

【浅倉会長】 妊娠届け出をしていない人で出産している人はいないのかなと思ひまして、そういう事例は把握していますか。

【前田主査】 していません。

【浅倉会長】 そういう方がいろいろと問題が起きやすいのではないかと思います。妊娠の届出をしないまま出生通知を出す方はいたのでしょうか。

【山本課長】 それに近いケースは1件ありました。臨月の段階でした。そのようなケースは医療機関から連絡が来ることが多いです。健診に行かれる方がいて母子手帳を持っていない方がいるとこちらに連絡が来ます。

【前田主査】 今、妊婦受診券を全部で14回分、届け出時にほぼ定期健診をカバーできる受診券を差し上げています。やはり費用が掛かるということで皆さん受診券を取りに来るので、ケースの方でも窓口で全額負担と受診券があるのとでは大きな違いなので、それで来る方もいらっしゃいます。

【浅倉会長】 もう一点は、実施状況（5）両親学級実績ですが、延人数はありますが、先ほどの話ではペアで出た人も人数に入っているということでは

た。実際に、この赤ちゃん一人一人についての実際の参加者はどうなっていますか。

【前田主査】 この延人数の参加者のうち、パートナーの方は100名で、194人が妊婦となっています。

【浅倉会長】 その194名も1回だけじゃなく、複数回参加されている人もいるのですか。

【前田主査】 延人数なのでそういう方もいます。

【浅倉会長】 それを抜いた実数はわかりますか。わからなければいいです。実は赤ちゃん一人一人にどれだけ両親が参加しているのか知りたかったものですから。

【前田主査】 1回の教室で2日間行なっています。参加自体は全部で25組を定員としていますが、全部が全部参加されている回ばかりではありませんので、実数にすると変わってくるかもしれません。

【浅倉会長】 他にありますか。なければ次の議題に移らせていただきます。平成30年度国立市風しん予防接種事業等について 事務局から説明をお願いします。

【山本課長】 資料No.2、平成30年国立市風しん予防接種等事業について説明いたします。1事業概要に載っているとおりですが、風しんに対する免疫を持たない女性が、妊娠中特に初期に風しんに感染すると、胎児が白内障、先天性心疾患、難聴等を主な症状とする先天性風しん症候群にかかるおそれがあるというところで、市としてもまず抗体価の検査の全額費用の助成、また抗体価の低かった方を対象とした予防接種費用の一部助成を行ってまいりました。2現状ですが、今年度は例年と比較して風しんの届け出数が大幅に増加していて、例年の十数倍となっています。特に30代から50代男性の届け出が顕著になっています。3対象者ですが、従来 of 事業につきましては（1）妊娠を予定、希望する国立市民の女性の方のみを対象としてこの助成事業を行ってきました。しかし、今年度の爆発的な増加を踏まえ、東京都からこの助成事業の一部費用の負担をいただいています。東京都は対象者の拡大を11月1日から決定しまして、それに伴い国立市でも対象者の拡大を行ったところ。その対象としては、（1）妊娠を予定、希望する国立市民の女性の方（2）その方の同居者（3）妊婦（実際妊娠している方）の同居者です。この（2）と（3）を対象者の拡大ということで、11月1日より実施しています。（1）から（3）は全て19歳以上の方が対象になっています。一番下の※注意ですが、過去にこの事業を利用したことのある方、過去2回以上ワクチンを接種されたことのある方は対象外となっています。4自己負担額は、抗体価検査は全額公費で負担しています。抗体検査の結果、抗体価が低いと判断された方については予防

接種費用を一部助成して、結果自己負担の金額としては麻しん・風しんの混合ワクチンについては4,000円、風しん単独ワクチンについては3,000円となっています。5事業の流れとしては、従来は抗体価の検査も予防接種についても指定の医療機関または保健センターでも申し込むことができるようになっていましたが、対象拡大の(2)(3)同居者の方については同居しているかどうかの判断があるので、そちらを医療機関で判断するのは非常に難しいということがあります、今回の対象拡大の対象者(2)(3)の方につきましては保健センターの子ども保健・発達支援係で申し込みをしていただき、書類をお渡しして抗体価の検査が必要なら予防接種を受けていただくという形になります。6補足ですが、東京都から補助を受けて実施している事業となっております。今のところ東京都からは対象の拡大について平成31年度の予算は決定はしていないということなのですが、風しんの流行はまだ続いておりますので、来年度以降も変わらないと思います。

【浅倉会長】 説明が終わりました。質問等ありますか。

【松浦委員】 申請された方はどれくらいの人数ですか。

【山本課長】 11月から対象が拡大し、先週の金曜日(11月16日)までの時点で保健センターの窓口で申請された対象拡大の方が58件です。例日でいうと、今年度は大体10件行くか行かないかで進んでいたものが、10月くらいから増え始め、かなり流行してきたということで11月に関しては今のところ58件ですが、まだ日数もあるので100件まではいかないかもしれませんが、かなり近い数字はいくと思います。

【浅倉会長】 他にどなたかありますか。では私の方からお聞きしますが、対象者で過去に本事業を利用したことのある方、過去2回風しんワクチンを接種された方は対象外になりますが、この確認は保健センターでするのですか。

【前田主査】 コンピューターが最近のシステムになったので、本人の記憶の中で過去に1回は受けたことがあるけれど2回は受けてないとか、このくらいの世代だと母子手帳も自分のほどこに行ったのかわからないといった方も多いので、本人の申告となっています。

【浅倉会長】 風しん予防接種等事業についてはよろしいですか。それでは2. その他で、資料No.3受動喫煙防止に関する法律および条令等について事務局から説明をお願いします。

【尾崎主査】 2020年の東京オリンピックに向けた受動喫煙防止に関する法律と東京都の条例が制定されましたので概要を説明いたします。

1. 趣旨、(1)健康増進法の一部を改正する法律で法律が改正されました。法律の趣旨としては①望まない受動喫煙を無くすということであり、屋内において受動喫煙にさらされることを望まないものはそのような状況に置かれない

ようにするということ。②受動喫煙による健康影響が大きい子どもと患者等に特に配慮するということで、20歳以下のもの、患者等が主たる利用者となる施設や屋外において受動喫煙対策を一層徹底することになります。③施設の類型・場所ごとに対策を実施します。これについて施設ごとに禁煙措置や禁煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けを行うということです。その際、既存の飲食店のうち、経営規模が小さい事業者が運営するものについては事業継続に配慮し、必要な措置を講じると加えられています。次に（2）東京都の受動喫煙防止条例です。国の法律を基本としておりますが、東京都の条例で特徴的なこととして、①受動喫煙を防ぎにくい立場にある従業員を守る。②健康影響を受けやすい子どもなどの20歳未満の人を守るということで、条例として対象とするものを人として表現しております。次に（3）東京都子どもを受動喫煙から守る条例、これは今年の4月1日から施行されています。①子供の生命及び健康を守るため環境整備をするということが定められています。②受動喫煙による健康への悪影響に関する理解を深めるとともに、いかなる場所においても子どもに受動喫煙をさせない。これは都民の責務を規定しています。

2. 多数の者が利用する施設等における禁煙の禁止等規定について個別に申し上げます。（1）法律と東京都の条例の比較です。施設の類型モデルや東京都の条例でできていますが。まず、病院・児童福祉施設等・行政機関・大学・事務所等、それから幼稚園・保育園・小学校・中学校・高等学校、法律の上ではこれが一つの項目となっています。規定としては敷地内禁煙が原則になっています。ただし、屋外喫煙所の設置は基準に合えば可能となっています。一方東京都の条例につきましては、病院、児童福祉施設等、行政機関、大学、事務所等これが一項目、幼稚園・保育園・小学校・中学校・高等学校、これももう一つの項目として二つの項目に分かれていて、病院等につきましては原則室内禁煙ですが、屋外喫煙所の設置は可能であるとなっています。保育園、幼稚園、学校等につきましては敷地内禁煙で、なおかつ屋外喫煙所の設置はダメという記載になっています。次に、バス・タクシー・航空機については国も東京都も同じになっていて、車内等禁煙、喫煙室の設置は不可となっています。鉄道・船舶もこれと同じで、車内等の禁煙、喫煙室の設置はこちらは可となっています。それと飲食店につきましては、先ほど東京都の③の最後に飲食店の経営規模の小さい事業者が運営するものについては事業継続に配慮し、必要な措置を講じるということで、国の法律においては原則屋内禁煙で喫煙専用室のみで喫煙可ということです。しかし、施設的に客席面積100㎡以下で個人または中小企業、資本金5000万円以下はこの規制外となっています。一方東京都は同じ屋内禁煙で喫煙専用室を設けることは可ですが、人を対象とした条例ということで、従業員を使用していない場合は禁煙・喫煙を選択できます。逆に

従業員がいる場合は禁煙となっています。(2) 子どもを受動喫煙から守る条例ということで、すでに施行されている条例ですが、これにつきましては主に責務を負わせています。第9条で喫煙をしようとする者は学校や公園・児童遊園また広場において子どもの受動喫煙防止に努めなければならない。ということでございます。第10条で喫煙をしようとする者は学校、児童福祉施設その他これに準ずるものの周辺の路上において子どもの受動喫煙防止に努めなければならない。第11条で喫煙をしようとする者は小児科、小児歯科の病院または診療所その他これに準ずるものの敷地外周から7メートル以内の路上において子どもの受動喫煙防止に努めなければならない。と、責務を求めています。

3.(1) 施行期日について、オリンピックに合わせてということで施行期日までにこれから決めることがあります。法律の方ですが、2018年7月25日に公布がされ、公布から6か月以内に政令で定める日に国及び地方公共団体の責務等に関わる規定が施行されます。次に公布後1年6か月以内に、学校・病院・児童福祉施設等、行政機関等の規制に係る規定が施行がされます。オリンピック直前の2020年4月1日に全面施行となります。(2) 東京都受動喫煙防止条例もほぼ同じですが、2018年7月4日に公布され、公布後6か月以内に都、都民・保護者の責務の規定が施行されます。そして、公布後1年6か月以内に病院・児童福祉施設等、行政機関の施設等の敷地内禁煙と幼稚園・保育園・小中高の敷地内禁煙で屋外喫煙施設設置不可の規定が施行されます。2020年4月1日に全面施行になります。その他施設として国立市の関係ですが、国立市では公共施設に関する受動喫煙の取り扱いについて庁内連絡会で検討しているところです。国の喫煙所の設置基準等は、まだ出ておりませんので、それが出る予定は来年1月から2月になっています。よって今年度中には行政機関である公共施設の受動喫煙に関する指針を策定する予定です。また職員に対する講演会として受動喫煙に関する講演会を予定しております。

【浅倉会長】 受動喫煙に関して、質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

【鎬木委員】 まだこれから始めるということで、2018年7月25日に施行が始まり、学校の事務室などは禁煙なのでしょうか。また、責務ということで罰則規定などはまだこれからなのでしょうか。方向性としては禁煙を守らなかった場合、罰則のようなものがあるのかどうか教えてください。

【尾崎主査】 学校内、屋内は全て禁煙ですので、小中高は敷地内も屋外も喫煙所を設置できないことになっています。

【鎬木委員】 日曜日とか解放されているグラウンドなどを利用される時でも禁煙でしょうか。それはもう周知されているのでしょうか。

【尾崎主査】 これからになります。公布後1年6か月以内に施行というこ

となので、細かいことはこれから発表されます。まだ細かい設置基準など出ておりません。全体的な法律ができて罰則もありますが、細かい規定ができておりません。

【清水委員】 私の子供の学校も行事ごとも含めて学校内禁煙が始まっているのですが、結局その近くのお店などで喫煙をしていいとしているので、学校の外で多くの保護者が吸っています。そこを通るので、結局親も子もみんな受動喫煙の状況になっていて、いつも学校に苦情が多くあるのですが、学校外のことなので学校はそれに対しどうこう言うことができないのかなと私は解釈をしています。確かに中では吸わないと決定しても、結局吸う人は吸う場所にいつてしまうので、結局罰則なども誰がどうやってどのようにされていくのかなと思うと、具体的にどうなっていくのか興味があります。

【尾崎主査】 学校に行くまでの間によく見かけますが、その部分では子どもを喫煙から守る条例が4月1日から施行されておりますので、当然路上も公園も医療機関の周りも喫煙者に対して、努力義務ですが受動喫煙防止に努めなければならないと規定されています。努力義務なので罰則等はないということになっています。

【清水委員】 東京都の条例で罰則規定は設けられていますか。

【尾崎主査】 東京都も国が順次基準を出していくので、基準が出てこないとそれに合わせたのができない状況にあります。

【浅倉会長】 今国立市で路上禁煙のステッカーが道路に貼ってありますが、これも努力義務なのですか。

【尾崎主査】 国立市は罰金等はありません。地区を定めて路上禁煙を禁止しています。ほとんど駅周辺が禁止区域になっています。ただ、努力義務に近いものなので罰則はありません。

【浅倉会長】 できれば、せっかくやっけていただいているので学校周辺には禁煙地域ですとはっきりしたポスターなどを作っていただいた方がいいのかなと思います。その辺は検討されているのでしょうか。

【大川部長】 それは生活環境部と健康福祉部で検討して、実際に建物だけではなくて道路をどうするか。あるいは駅前のコンビニエンスストアの横にっている灰皿ですが、あそこで吸うこと自体が道路の横なので、その扱いをどのようにするのか。コンビニエンスストアの持ち主の方に協力を依頼するなどしても実際にどこまでその店主の方ができるのかも含めて検討していかなければならない内容があります。このままでいいとは全然思っていないのですが、これからその制度が整備されてどのように市内で他部連系の中でやっけていけるのか目下検討しているところです。また折に触れてお伝えすることができると思います。

【高橋委員】 3. (2) 東京都の防止条例ですが、2018年の7月4日に施行して、2019年の1月には施行するという意味でいいのでしょうか。

【橋本課長】 7月4日に公布され、2019年9月1日までに施行日を決めるということで、いつ施行日にするというのが決められていません。夏ごろまでにはこのような形になるだろうと思われます。

【高橋委員】 そうすると、最後の2020年4月1日に全面施行と書いてあるのは、今、話のあった道路とか、ここに書いていない以外の場所も全てが2020年に施行されるということですか。

【尾崎主査】 2020年4月1日からは、法律と条令で定められた全てが施行されます。ただ、国の責務などはすぐにできるので、すぐにやります。まだ基準ができていない部分があるので、学校や福祉施設どのようにするのか決まっていますが、基準ができ次第順次施行していきます。

【浅倉会長】 今のコンビニエンスストアではないのですが、駅前だけではなくて市内全体のコンビニエンスストアの外で喫煙していることが多いです。私は吸わないのでむせたりするのですが、やはりこれは市内全体のコンビニエンスストアに関連することですので、周辺は禁煙にするというような市の指導をぜひお願いしたいと思います。

【松浦委員】 今言ったようないろいろな要望を、どこの窓口が収集して国立市の条例にするのですか。

【大川部長】 国の法律よりも実は東京都の受動喫煙防止条例の方が厳しいのです。オリンピックがあるというのがありますが、国立市としてこれよりも厳しい条例にするのは全体的に無理があるのではないかという議論に今なっています。最低でも東京都の受動喫煙防止条例をきちんと守れるようなことを全市的に行っていくには、健康福祉部だけではなく生活環境部とすり合わせて、市の指針というものを一旦明確にしたうえで、どういう風にやっていくのか検討し、その結果をきちんと皆さんにお見せしていきたいと考えています。これから1月以降に国レベルで省令なり通知がどんどん出てきますので、そこに合わせてさらに検討を重ねて行くという段取りになっています。今は未確定のことが多いので、これから確定を随時していくということになると思います。

【松浦委員】 後日報告をここでもしていただきたいと思います。報告以前に、我々のところでもって意見を吸収して織り込んでもらえればなおいいのかなと思いました。

【浅倉会長】 今、庁内で検討中ということですか。

【尾崎主査】 行政機関、公共施設をどうするかというのは検討中です。

【橋本課長】 東京都の受動喫煙防止条例は、都知事、東京都の方でいろいろな施設の管理者、管理権限者に対して指導をしたり、罰則を載せて罰金を徴

収する予定です。国立市役所として、施設管理権限者としてどうなのかというところで話し合いをしています。駅前禁止区域になっていますが、国立駅前南口の周辺だけでいいのかなど、関連したことに関して話し合っていくところです。ただ条例自体がこういう内容だということの方がまだ皆さんに知られてないと思いますので、飲食店の関連の方をはじめ、他の建物に関してもいろいろと周知していかなければならないと思っています。

【大川部長】 私も条例が出てきて、いろいろ調べたり聞いたりして新たにわかることが結構ありました。公園は結構たくさんありますが、公共施設の枠組みでどう扱うかと考えたときに、公園を全面禁煙にするというより、誰もいなければそこで吸ってもいいのではないかと議論もあります。どのように結論付けをしていくのかというのを目下検討しているところです。且つ、市役所の中にもまだ喫煙できる場所が2階にありまして、そこは東京都の条例でいくと撤去するということが確定的です。ただし、市役所の敷地に作るかどうかということに関しては、市の管理権限者、市長の考えを含めて今協議中です。具体例の通知が1月以降に出てくるとのことなので、それを見てもみないとまだわからない状況です。

【浅倉会長】 わかりました。私も受動喫煙に関しては禁煙にして欲しいと思っています。東京都の医師会もかなり喫煙に対して批判的です。医者から言くと、受動喫煙はやはり肺がんやいろいろ他のがんの発症率に影響しているとはっきりしているので、それをしっかり置きなおして、こういう理由だったらいけないと皆さんに理解してもらい、議案にしてほしいです。国立市では反対されている方もいるようですが、たばこ税の収入よりも、肺がんになって保険を使う人が2～3人いたら、そちらの方がずっと損失になってくる。その辺を理解してもらえようぜひ進めていただきたいと思います。よろしいでしょうか。前向きに進むことを期待し、この件は終わりにしたいと思います。

他にありませんか。なければ次回の日程を決めていきたいと思っています。第4回は2月に毎回開催される予定です。事務局からありますか。

【橋本課長】 次回の審議会の候補日ですが、会場の都合で2月20日水曜日あるいは27日水曜日にさせていただければと思います。委員の中からできるなら水曜日を避けてほしいというご意見を受け賜っていますが、健診等の日程や他の部署との関係もありまして、申し訳ありませんがよろしくお願いいたします。

【浅倉会長】 20日か27日ということですが、今、20日がいいという声が上がりましたが、20日でよろしいでしょうか。

それでは、次回開催は2月20日の水曜日、時間は午後1時15分ということをお願いいたします。

【橋本課長】 もう1つ付け加えさせていただきます。連絡事項といたしまして、1月に講演会をヤクルトの協力をいただいて健康フォーラムを行う予定です。1月19日土曜日の午後、芸術小ホールで予定しております。3部構成の講演会で、第1部は腸の健康ということで、玄米パワーについて、第2部は腸内細菌について、第3部は料理研究家の方の講話を考えています。12月5日号の市報にも掲載予定ですので、お時間がありましたらいらしていただければと思っています。

【大川部長】 健康長寿カレンダーは、毎年高齢者支援課で作成しているカレンダーです。健康関連の保健センター事業も紹介させていただいているので、参考にお持ちいただければと思います。それと合わせて12月2日の午後に国立市認知症の日イベントというものを、今回で7回目になりますが一橋大学の兼松講堂で行います。昨年も500名程度の方がお見えになりました。今回は何年か前に愛知県大府市の認知症の方がJRの鉄道にひかれて、その方の責任をどうするかということで最高裁まで行ったことがありますが、そのご遺族の方をお呼びしてお話を伺うのと、認知症の若年性アルツハイマー当事者の方をお呼びしてお話を伺うのと、他にも色々イベントを用意しておりますのでいらっしゃっていただきたいと思います。

【浅倉会長】 他によろしいでしょうか。

それでは本日の会議はこれで終わらせていただきます。